

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

65期(2011/平成23年)

## 扉をひらく

会員 長田 悠希 (65期)



このたびご縁があり、「わたしの修習時代」を担当させていただくことになりました。お世話になった会員の皆さまに近況をご報告できておらず恐縮ですが、「元気にやっているようだ」とご寛恕いただけましたら幸いです。

さて、私の修習地は東京で、弁護士会は東京弁護士会でした。修習前、「東京修習は人数が多く、他の地域に比べて同期が仲良くなりにくい」といった話を諸先輩方から聞いていましたが、実際には教官や同期に恵まれ、充実した日々を過ごすことができました。

三庁での実務修習も非常に得がたい経験でしたが、強く印象に残っているのが、自己開拓プログラムで東京都産業労働局の労働相談情報センターにて研修を受けたことです。

私は、学生時代のアルバイトの経験から、労働事件に関心を持っていましたので、自己開拓プログラムの制度に注目し、法科大学院の労働法の教授にご相談したところ、東京都産業労働局の方をご紹介いただく機会を得て、センターでの研修が実現しました。

センターでの研修中は、実際の労働相談への同席(弁護士相談・専門員相談)、都内各所のセンター訪問、労働組合へのヒアリングなど、短期間ながら非常に多くの機会をご用意いただきました。社会人経験のなかった私にとっては、三庁とは異なるいわゆる「組織」の中で過ごすことも新鮮な体験でした。

また、実際の研修に入る以前の段階で、受け入れに関する手続や調整が必要となり、それ自体が印象深い経験でした。具体的には、同局では修習生を受け

入れた前例がなく、大学生のインターンシップに準じた対応を整えていただく中で、「協定書の締結が必要」との要請があり、その際、「協定書の締結名義をどうするか」という問題が生じました。司法修習生は、司法研修所に所属しているものと考えていましたので(これ自体は間違っていないものと思いますが)、裁判所の修習担当部署に可否を照会しましたが、「そのような書類を差し入れた前例はない」とのことで、調整は難航しました。

最終的には、理屈が通っているのかどうかはよくわかりませんが、「司法修習生は司法研修所に所属しているが、実務修習中は、三庁に順次配属され、自己開拓プログラム中は弁護士会での修習中である」ということで、配属庁であった当会の司法調査課のご尽力により、当会会長名義で協定書を締結いただき、無事研修を実現することができました。

本稿執筆にあたり、当時の私自身のメールを読み返してみますと、拙いながらも各所に照会して何とか研修を実現させたいという思いが読み取れ、いま一度、何か扉をひらこうとする姿勢の大切さを思い出すことができました。

また、「修習生を一週間程度受け入れるだけなのに、随分と大げさだ」とも感じたものですが、一定の社会経験を積み、改めて思い返しますと、前例がないところに、東京都産業労働局、当会双方のご担当者をはじめ関係者が多くの調整を重ね、扉をひらいてくださったのであろうと今更ながらに認識し、深く感謝する次第です。